

「イプフルフェノキン」、「オキサゾスルフィル」、「テブコナゾール」、「ビキサフェン」及び「ベンズピリモキサン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

1. イプフルフェノキン（農薬）
2. オキサゾスルフィル（農薬）
3. テブコナゾール（農薬）
4. ビキサフェン（農薬）
5. ベンズピリモキサン（農薬）

イプフルフェノキン

1. 今回の諮詢の経緯

・令和元年6月7日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定並びに畜産物及び魚介類への基準値設定の要請を受理。

※当該農薬は農薬取締法に基づく優先審査の対象とされている。

2. 評価依頼物質の概要

名称	イプフルフェノキン(Ipflufenquin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	新規骨格を有する殺菌剤である。新規の作用機構と考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 今回、りんご、なし等への新規登録申請	
使用方法	散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

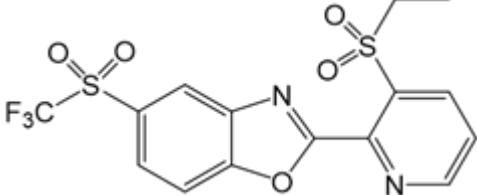
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

オキサゾスルフィル

1. 今回の諮問の経緯

・令和元年5月16日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定並びに畜産物及び魚介類への基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	オキサゾスルフィル(Oxazosulfyl)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	新規骨格を有する殺虫剤である。新規の作用機構と考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 今回、稻(箱育苗)への新規登録申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR 国際基準 諸外国	毒性評価なし 基準なし 米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド:基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

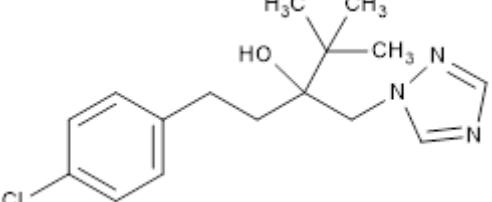
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

テブコナゾール

1. 今回の諮詢の経緯

- 平成31年1月9日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	テブコナゾール(Tebuconazole)		
構造式			
用途	殺菌剤		
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。ステロール合成における脱メチル化を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。		
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。 適用作物: 小麦、りんご等 今回、やまといも、かき(葉)等への適用拡大申請 使用方法: 敷布等</p>		
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日 (2010) ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (2010)	
	国際基準	小麦、りんご等	
	諸外国	米国: 小麦、りんご等 カナダ: 小麦、かぼちゃ等 EU: 小麦、にんじん等 豪州: にんじん、ぶどう等 ニュージーランド: 穀類、豆類等	
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成18年 9月 4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年 7月 5日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成23年 2月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 9月 8日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成24年 5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成27年 2月13日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 9月 8日 食品健康影響評価結果 受理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ADI = 0.029 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.3 mg/kg 体重 </div>		

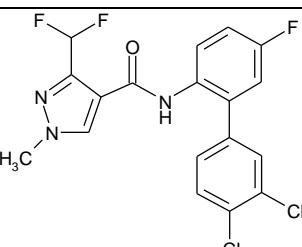
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ビキサafen

1. 今回の諮詢の経緯

・令和元年6月4日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226第5号)に基づく**インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ビキサafen(Bixafen)		
構造式			
用途	殺菌剤		
作用機構	ピラゾールカルボキサミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達複合体IIのコハク酸脱水素酵素を阻害し、殺菌作用を示すと考えられている。		
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。		
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.02 mg/kg 体重/日 (2013) ARfD = 0.2 mg/kg 体重 (2013)	
	国際基準	小麦、大麦等	
	諸外国	米国: 小麦、大豆等 EU: 小麦、大麦等 豪州: 小麦、大麦等 ニュージーランド: 小麦、大麦等 カナダ: 基準なし インポートトレランス申請: 小麦、大豆等(米国)	
食品安全委員会での評価等	【1】平成22年 9月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 3月 1日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.019 mg/kg 体重/日		

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

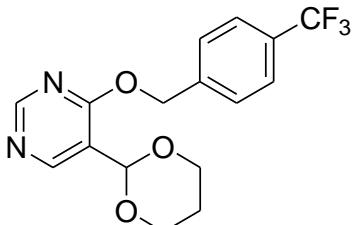
ベンズピリモキサン

1. 今回の諮詢の経緯

・令和元年5月28日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定並びに畜産物及び魚介類への基準値設定の要請を受理。

※当該農薬は農薬取締法に基づく優先審査の対象とされている。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンズピリモキサン(Benzpyrimoxan)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	新規骨格を有する殺虫剤である。幼虫に特異的に脱皮異常を引き起こすことで、殺虫作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされていない。 今回、稻への新規登録申請 使用方法:散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【テブコナゾール】

- ・作物残留試験
- ・家畜代謝試験
- ・家畜残留試験

【ビキサafen】

- ・作物残留試験
- ・植物代謝試験